

自治区集会所建設負担金規程＜参考例＞

（趣 旨）

第1条 この規程は、〇〇町自治区集会所（以下「集会所」という。△△〇年〇月新築）の建設費用の分担について、必要な事項を定める。

（基本理念）

第2条 集会所は、区民が、区民の責任において、区民のための地域社会をつくっていくための活動の拠点施設であり、その建設費用の負担も区民自身が分担しなければならない。

（特別会計）

第3条 集会所建設に要する経費については、すべて特別会計をもって処理する。

（世帯分担金）

第4条 集会所建設経費は、市補助金、市の制度融資並びに世帯分担金をもってあてる。

2 前項の分担金を下表のとおりとする。（区分欄は、区費区分と同じ）

区分	金 額	説 明
A B	4 万円	△△〇〇年4月1日（建設決議日）現在の区民とし、それ以後建設年度末までの転入者は95%の負担とし、翌年度の転入者は90%、以降毎年度10%ずつ下げていくものとする。 ※払込は、建設契約日までに半額、その2ヶ月後までに残金とする。なお、転入者の払込については、転入後半年以内とする。
C D	2 万円	

3 市の制度融資の返済分として、△△〇〇年4月から△△〇〇年3月まで下表により特別区費を徴収する。（区分欄は、区費区分と同じ）

区分	金 額	説 明
A B	月額〇〇円	区費の徴収に準じて一括して徴収する。
C D	月額〇〇円	

（特別会計の閉鎖）

第5条 この規程に係る特別会計は、△△〇〇年3月をもって閉鎖し、残金は〇〇町自治区施設等管理規則第7条に定める特別会計へ移すものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、総会の議決によらなければならない。

付 則

この規程は、△△〇〇年4月1日から施行する。